

高砂市民病院で使用する電力調達（長期継続契約）仕様書

この仕様書は、高砂市民病院で使用する電力の供給について定めたものである。

1 供給対象

- | | |
|------------|---------------|
| (1) 対象施設 | 高砂市民病院 |
| (2) 需要場所 | 高砂市荒井町紙町33番1号 |
| (3) 業種及び用途 | 病院 |

2 需要設備の概要

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 電気方式 | 交流3相3線式 |
| (2) 供給電圧（標準電圧） | 6,600V |
| (3) 計量電圧（標準電圧） | 6,600V |
| (4) 標準周波数 | 60Hz |
| (5) 受電方式 | 2回線（常用・予備A） |
| (6) 常用自家発電設備 | 180kW 2台 |
| (7) 非常用自家発電設備 | 500kW 1台 |

3 契約電力、自家発補給電力及び予定使用電力量

- (1) 契約電力（契約上使用できる最大電力をいい、30分最大需要電力計により計量される値が原則としてこれを超えないものとする。）

ア 常時電力（契約電力） 900kW

イ 予備電力（契約電力） 900kW

（常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給に充てるため、常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で、予備電線路により受電する。）

- (2) 自家発補給電力 180kW

（常用自家発電設備の補修又は事故により生じた不足電力の補給に充てる。）

予定使用電力量 別表1のとおり

なお、月ごとの最大需要電力及び使用量の実績は、別表2のとおり

4 供給期間

令和2年7月1日0時から令和4年6月30日24時までとする。

5 需給地点

需要場所における構内引込み第1柱上の開閉器電源側接続点

- 6 電気工作物の財産分界点
需給地点と同じとする。ただし、取引用計量装置は、一般送配電事業者の所有とする。
- 7 保安責任分界点
電気工作物の財産分界点と同じとする。
- 8 供給の方法
高砂市民病院で使用する電気を需要に応じて全量供給するものとする。
- 9 検針日及び計量
- (1) 検針日は毎月1日とし、1日に検針を行うことができない場合は、翌日以後に行うものとする。
 - (2) 計量は、計量装置により記録された値によるものとする。
なお、使用電力量の単位は、1 kWh とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- 10 電力等の検針
- (1) 自動検針装置 一般送配電事業者の所有
 - (2) 電力会社の検針方法 遠隔自動検針
- 11 料金体系
基本料金と電力量料金に基づく二部料金制とする。
- 12 力率
その1月のうち毎日8時から22時までの時間における平均力率とし、その算定式は、次のとおりとする。
なお、単位は、パーセント（％）とし、小数点以下第1位を四捨五入する。ただし、瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100％とする。
- 【算定式】
- $$\text{平均力率（％）} = \text{有効電力量} \div \sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2} \times 100$$
- 13 電力料金単価調整
- (1) 契約期間内に原油等の価格変動が有り、発電コストが変動した場合において、社会的に単価調整の必要性があると認められるときは、入札時の電力料金の単価を調整するものとする。

- (2) 単価調整とは、入札時に算出された燃料費調整額と請求時に算出された燃料費調整額との差を入札時の単価に増減して請求時の単価とすることを意味する。
- (3) 燃料費調整額とは、一定期間内の発電コストの変動に伴い、各社の基準となる電力量単価に修正を加えるべき増減分を意味し、その算定方式については落札後に締結する契約書で定めることとする。

14 再生可能エネルギー発電促進賦課金

当該地域を所轄する旧一般電気事業者の供給条件によるものとする。

15 託送料金

当該地域を所轄する旧一般電気事業者の託送供給等約款によるものとする。

16 電気料金の算定

- (1) 各月の契約電力及び使用電力量等により算定するものとする。
- (2) 電気料金は、次のアからオまでに掲げる料金を合算した額とする。
 - ア 常時基本料金は、次に定める算式により算出する。
$$\text{常時基本料金} = \text{常時契約電力} \times \text{常時基本料金単価} (\text{消費税及び地方消費税額を含む。}) \times (1.85 - \text{力率} / 100)$$
 - イ 予備線基本料金は、次に定める算式により算出する。
$$\text{予備線基本料金} = \text{予備線契約電力} \times \text{予備線基本料金単価} (\text{消費税及び地方消費税額を含む。})$$
 - ウ 自家発補給基本料金は、次に定める算式により算出する。
$$\text{自家発補給基本料金} = \text{自家発補給契約電力} \times \text{自家発補給基本料金単価} (\text{消費税及び地方消費税額を含む。})$$
 - エ 電力量料金等は、次に定める算式により算出する。
$$\text{電力量料金等} = \text{使用電力量} \times \text{電力量料金単価} (\text{消費税及び地方消費税額を含む。})$$
電力量料金等には、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を含む。

17 支払方法

1月ごとに、電力供給会社からの請求に基づき、当該請求が適法と認められる場合は、検針日の翌日から起算して30日以内にその電気料金を支払うこととする。

なお、支払手続に日数を要するため、検針日の翌日から原則として8日以内に請求を行うこととする。

18 電気の安定供給

電気の安定供給を図るものとする。

事故や災害により、高砂市民病院への電力供給が停止した場合は、業務に支障が生じることがないように、予備の発電設備又は他の電気事業者からの電力を確保するものとする。

19 電気の供給を中止又は制限したときの料金割引

電気の供給を中止又は制限したときは、料金割引をすること。割引の対象及び率については、落札後締結する契約書において定める。

20 報告書類等

受注者は、毎時の使用電力量を毎月報告するものとする。

21 その他

- (1) 入札価格算定時の力率は、100%とすること。
- (2) 入札価格算定時には、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮せず、入札価格には、託送料金、諸経費等一切を含むものとする。
- (3) 入札価格算定時に算出された燃料費調整額の根拠資料（基準燃料価格等）を添付すること。なお、契約期間中基準燃料価格等の変更は認められない。
- (4) 事故等が発生した場合の連絡体制を確立させておくとともに、高砂市民病院へ指示及び報告ができるようにしておくこと。
- (5) 契約期間中における予定使用電力量を契約年間使用量とし、年間の実績使用量が契約年間使用量に対し一定水準に達しない場合でも、料金の追加請求を行わないこと。
- (6) 料金その他を計算する場合の端数処理は、次のとおりとする。
 - ア 合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
 - イ 消費税及び地方消費税相当額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (7) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算において減額又は削除があった場合は、この契約を変更し、又は解除することがある。
- (8) 受注者は「エネルギーの仕様の合理化等に関する法律」等に関連して、発注者から有効電力等必要なデータ提供及びその提供方法についての求めがあった場合は、これに応じること。
- (9) 当該地域を管轄する旧一般電気事業者が料金改定を行った場合においても、この入札による契約した単価の変更は行わないものとする。

- (11) 受注者は令和4年7月1日から高砂市民市民病院需要場所へ電力供給できるよう、旧一般電気事業者への接続供給申し込み等一切の事務処理を行うこと。
- (10) この仕様書に記載がない事項については、発注者と受注者において協議して定めるものとする。